

議案第 8 号

交野市監査委員条例等の一部を改正する条例について

交野市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市監査委員条例等の一部を改正する条例案

交野市監査委員条例等の一部を改正する条例

(交野市監査委員条例の一部改正)

第1条 交野市監査委員条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(交野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 交野市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(交野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 交野市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。